

# 平成 30 年度山武市津波被災住宅再建支援事業のご案内

東日本大震災の津波により住宅に被害を受けた世帯のうち、居住する住宅を市内で建設、購入又は補修等をした世帯に対し、住宅の「り災程度」及び「再建方法」に応じ支援金を交付します。

## 1 支援の対象者及び支援金額について

### (1) 支援の対象者

支援の対象者は、東日本大震災が発生した際に、津波被害を受けた市内の住宅に居住していた世帯で、居住する住宅を市内に再建した《表 1》のいずれかに該当する世帯です。

### (2) 支援金額

支援金の限度額は、《表 1》のとおりです。

なお、受領済の支援金等※がある場合は、住宅の再建に要した費用から受領済の支援金等の額を差し引いた額と支援金の限度額のいずれか低い額となります。

※受領済の支援金等とは、被災者生活再建支援金（加算支援金）、山武市液状化等被害住宅再建支援金、及び他の制度による補助金等のことをいいます。

### 《表 1》

対象者	支援金額 (限度額)
東日本大震災が発生した際に、 <u>津波被害を受けた市内の住宅に居住していた世帯で、居住する住宅を市内で再建した次の①～⑤に該当する世帯</u>	—
① 「全壊」又は「大規模半壊」被害を受け、あるいは「半壊」被害を受けた住宅を全て解体し、住宅を建設又は購入した世帯	200万円
② 「全壊」又は「大規模半壊」被害を受け、あるいは「半壊」被害を受けた住宅を全て解体し、住宅を補修した世帯 ※住宅を全て解体し、住宅を補修した世帯とは、被災世帯（親）が住宅を解体し、子の住宅（被害なし）を補修して居住する場合などです	100万円
③ 「半壊」又は「半壊に至らない」被害を受けた住宅の地盤を復旧（基礎の修復を含む。）した世帯	100万円
④ 「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯	25万円
⑤ 「床下浸水」被害を受けた住宅を補修した世帯	10万円

※2つ以上の世帯が同一の住宅で生活している場合は同一世帯として取り扱います。

※支援金の交付は、上記の①～⑤のいずれかで、一の対象住宅に対して1回限りです。

※「床下浸水」被害の住宅の補修は津波被害を受けた部分のみ支援の対象となります。

### (3) 住宅再建の具体例

- 住宅の建設又は購入とは、住宅を建設又は中古住宅等を購入することです。
- 住宅の補修とは、屋根や壁、床や柱、基礎や建具、その他住宅に附帯する設備などを修理することです。外塀や門扉等は含みません。
- 住宅の地盤復旧とは、住宅の地盤に杭打ちや薬液の注入、盛土等を行うことです。住宅の地盤でない、庭や車庫棟の地盤のみを復旧する場合は含みません。
- 住宅の基礎の修復とは、住宅の土台のかさ上げ（ジャッキアップ）、増し基礎、基礎の新設等を行うことです。
- 「床下浸水」被害の住宅の補修は、給湯器、水道ポンプ、浄化槽、畳が対象です。  
※これ以外については、ご相談ください。

## 2 支援金の申請

(1) 申請窓口 山武市役所都市整備課（市役所新館1階）

☎0475-80-1192

(2) 申請期限 平成31年3月15日まで

(3) 申請に必要な書類

必要な書類		備考
①	申請書	申請窓口を用意してあります。申請者は、原則として世帯主です。また、印鑑が必要です。
②	住民票 等	現在の住民登録が山武市内にある世帯は、申請をしていただければ手数料が減免になります。 被災場所と被災時（平成23年3月11日時点）の住民登録が異なるときは、当時の公共料金の領収書をご用意下さい。
③	り災証明書	紛失された方はご相談ください。
④	補修等の内訳及び費用が確認できる書類の写し	次の①～⑤のいずれか ① 請求書・見積書・契約書のいずれか＋領収書 ② 請求書（施工業者から代金を受領した旨記載があるもの） ③ 見積書（施工業者から代金を受領した旨記載があるもの） ④ 請求書・見積書・契約書のいずれか＋受領書 ⑤ レシート
⑤	預金通帳の写し	口座番号・名義人を確認できる部分のみ申請受付時にコピーさせていただきます。
⑥	建物の登記事項証明書 等	住宅の所有者が確認出来る書類 <b>※住宅を建設又は購入した世帯</b>
	住宅の補修状況が確認できる写真	<b>※住宅を補修した世帯</b>

問合せ先

山武市都市建設部都市整備課  
電話 0475-80-1192